

懲罰規程の各種変更について
(2014年4月1日施行)

(1) 出場停止の消化に関する規定の変更 (懲罰規程[別紙2]第4条)

退場による出場停止処分の適用対象試合について、以下のとおり変更される。

現行： 大会に関係なく、その処分を受けた試合の次の公式戦にて適用される

変更後： 同一大会における次の試合にて適用される

<注>同一大会は同年度における同一大会とする。また、大会の終了等によって残存した出場停止処分については、順次、
次の公式戦に適用される

例) 現行ルール

(時系列 → ※以下同様)

Xリーグ戦	Xリーグ戦	カップ戦A	カップ戦B	Xリーグ戦	Xリーグ戦	カップ戦B
3試合の 出場停止	×1	×2	×3	○	○	○

新ルール

Xリーグ戦	Xリーグ戦	カップ戦A	カップ戦B	Xリーグ戦	Xリーグ戦	カップ戦B
3試合の 出場停止	×1	○	○	×2	×3	○

※記号の意味： ×N (出場不可 N=消化した試合数)、 ○: 出場可

なお、同一大会内で出場停止処分が消化しきれない場合 (大会の終了、大会からの敗退等の場合)、その出場停止処分は、順次、次の公式試合 (本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合) に適用される (懲罰規程[別紙2]第6条)。

例) 現行ルール

カップ戦A	Xリーグ戦	カップ戦A (※敗退)	Xリーグ戦	Xリーグ戦
2試合の 出場停止	×1	×2	○	○

新ルール

カップ戦A	Xリーグ戦	カップ戦A (※敗退)	Xリーグ戦	Xリーグ戦
2試合の 出場停止	○	×1	×2	○

<注> 警告の累積による出場停止処分については、大会の終了(敗退含む)により消失するが、(第2条3項)、退場による出場停止処分は、大会が終了(敗退等含む)しても消失しない。必ず、次の直近の公式試合に適用されることになる。

なお、同一の選手が複数のチームで出場する場合 (国体や年代別選抜チーム等の場合) も、上記同様に同一大会において適用される (一方のチームにおける出場停止が、他方のチームの出場に影響を与えるという現行のルールが廃止される) (懲罰規程[別紙2]第9条)。

例) 現行ルール

	県大会C	国体	国体	国体	県大会C	県大会C	県大会C
チームY	2試合の 出場停止				×1	×2	○
県選抜		(×1)	(×2)	○			

※記号の意味： (×) = 試合への出場不可。しかし、懲罰は消化されない。

新ルール

	県大会 C	国体	国体	国体	県大会 C	県大会 C	県大会 C
チーム Y	2試合の出場停止				×1	×2	○
県選抜		○	○	○			

(2) 「差別」に対する懲罰規定の追加 (懲罰規程別紙 1]3-5)

以下のとおり、「差別」に対する懲罰規定が新たに盛り込まれました。これは昨年の FIFA 総会において、FIFA 懲罰規程における差別禁止規定を各国レベルでも採用することが各国協会の義務とされたことを受けたものとなります。

3-5. 差別

人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- (1) 違反者が選手等（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分及び10万円以上の罰金を科す。
- (2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分（初回の違反は3点、二度目の違反は6点）を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。
- (3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。
- (4) 違反者が観客（サポーターを含む）の場合は、最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される。

本条における懲罰の対象となる「差別行為」とは、人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害する行為、となる。都道府県協会等の規律委員会にて、これらの行為が行われたと判断された場合、本条に従い、最低5試合の出場停止処分や10万円以上の罰金等の懲罰が科される。

(3) 適用条項がない場合の規定の追加 (懲罰規程別紙 1]3-6)

JFA 懲罰規程に基づき、個人又は団体に懲罰を科す場合、原則として、当事者の行為が懲罰規程に定めたいずれかの規定に該当すること、つまり根拠となる条文が必要となる。

一方、実際の競技においては、懲罰規程の枠外の、想定外の違反行為が発生することも考えられる。今回、懲罰規程に以下の条文を追加することで、その行為に合致する条項が懲罰規程の中に無い場合であっても、その行為が本協会の基本規程や懲罰規程の趣旨に明らかに反すると判断される場合は懲罰の対象となり得る。ただし、本条を適用して懲罰を科す場合は、事前に JFA 規律委員会の委員長へ報告し、その承認を得ることが必須となる。この JFA 規律委員長の承認を要するという手続きは、根拠なき懲罰が科されてしまうこと（当該条項の濫用）を防ぐという目的のために設定されている。

3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本規程及び本規程の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適

切と判断される懲罰を科すことができる。ただし、都道府県協会等の規律委員会が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。

(4) 処分通知に記載義務のある内容についての規定の追加 (JFA 懲罰規程第 22 条)

各規律委員会が当事者に懲罰を通知する際に、その通知文へ必ず記載していただく事項として、①懲罰の根拠となる条文 と ②不服申立手続の可否及びその手続の期限 を加えました。懲罰を通知する際はこれらの情報を通知する必要がある。

〔懲罰の通知〕

第 22 条 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。

- (1) 当事者の氏名 (団体の場合は団体名及び代表者名) 並びに住所
- (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
- (3) 主文 (判断の結論。効力発生日を含む)
- (4) 判断の理由 (必ず、根拠となる条文を記載すること)
- (5) 作成年月日
- (6) 不服申立手続の可否及びその手続の期限 (第 35 条参照)

(5) 無期限処分の解除に関する規定の変更 (JFA 懲罰規程第 5 条)

無期限処分 (無期限の出場停止処分等) の解除に関する規定について、以下のとおり変更された。

現行	変更後
✓ 無期限処分のみが処分解除の対象	✓ 無期限処分および 3 年を超える有期処分が処分解除の対象となる
✓ 処分開始から 2 年経過後より解除の申請が可能となる	✓ 処分開始から 3 年経過後より解除の申請可能となる

(6) その他、各種規定の変更・追加 (JFA 懲罰規程[別紙 1]2-3、2-6、2-7、3-1-3、)

その他、量刑や表現を F I F A 準拠にさせるため、以下のように各種懲罰規定の量刑、表現等が変更された。

現行	変更後
2-3. 選手等に対する著しい暴行・脅迫 (乱闘、喧嘩等を含む) ①1 回目の場合: 最低 6 試合の出場停止及び罰金 ②繰り返した場合: 最低 12 か月の出場停止及び罰金	2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為 ①1 回目の場合: 最低 6 試合の出場停止及び罰金 ②繰り返した場合: 最低 12 か月の出場停止及び罰金
2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫 ①1 回目の場合: 最低 12 か月の出場停止及び罰金。 ②繰り返した場合: 無期限の出場停止。	2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫 ①1 回目の場合: 最低 6 か月の出場停止及び罰金 ②繰り返した場合: 最低 12 か月の出場停止及び罰金

(新規)	<p>2-7. 主審及び副審に対してつばを吐きかける行為</p> <p>①1 回目の場合：最低 12 か月の出場停止及び罰金</p> <p>②繰り返した場合：無期限の出場停止</p>
(新規)	<p>3-1-3 乱闘、喧嘩</p> <p>乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。 ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。</p> <p>①1 回目の場合：最低 6 試合の出場停止</p> <p>②繰り返した場合：最低 12 か月の出場停止</p>

(7) 施行日

以上の変更についての施行日は 2014 年 4 月 1 日となるが、当施行日に先立って新シーズンが開始するリーグ (J リーグ等) については、当施行日に先立ってシーズン開始時点からこれら改正後の規定を適用する。

以上

本件に関する問い合わせ先
公益財団法人日本サッカー協会 管理部